

当事者全員の同意なしにビデオ会議による口頭審理の実施 に関する質問付託 G1/21 に対する決定の理由公表

筆者：フランセスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

2021年10月28日、欧州特許庁（EPO）の拡大審判部（EBoA）は、当事者の全員の同意なしにビデオ会議による口頭審理の実施に関する質問付託 G1/21 に対する決定の理由を公表しました。公表された理由には、いくつかの付加的情報及び論拠が含まれており、それらは、現在の例外的な状況以外の事件及び審判以外の審理、すなわち、第一審又は異議申立の審理における EPO 判例法の発展（そして将来の EPO のプラクティス）に影響を与え得ます。

[今年7月に配信しました弊所ニュースレター](#)において、欧州特許庁（European Patent Office, “EPO”）の審判部による口頭審理について少なくとも1の当事者がビデオ会議の形式での実施に同意していない場合にその形式による口頭審理の実施に関する質問付託 G1/21 に対する決定を紹介しました。当該決定により、EPO は現在のパンデミックの間又は将来に当事者が自由に移動できないような他のあらゆる緊急事態の期間中に口頭審理を実施する権利を有することが明白となりました。2021年10月28日、EPO の拡大審判部（Enlarged Board of Appeal, “EBoA”）は、当該[決定 G1/21](#)の理由を公表しました。公表された理由には、いくつかの付加的情報及び論拠が含まれており、それらは、現在の例外的な状況以外の事件及び審判以外の審理、すなわち、第一審又は異議申立の審理における EPO 判例法の発展（そして将来の EPO のプラクティス）に影響を与え得ます。

当該質問付託の背景となる事件において、COVID-19 によるパンデミックに起因して関連した期間中に対面の形式で口頭審理を実施することができませんでした。当事者により要求されたようにビデオ会議による口頭審理を除外することは、口頭審理を、いつまでになるか分からないまま延期することを意味します。

更に、今回の場合、当該口頭審理は既に一度延期されました。したがって、拡大審判部は、「当事者が EPO の敷地内で対面での口頭審理に出席できないというような緊急事態の期間中に、ビデオ会議の形式での審判部によって口頭審理を実施することは、当事者の全員がビデオ会議の形式での口頭審理の実施に同意していない場合であっても、EPC と整合的である」との決定を下しました。異なる決定が多くに係属中事件の審判終結の遅延を招いてしまい、それは拡大審判部が考える受け入れ難い事態です。

決定 G1/21 が公表された時に、緊急事態以外のビデオ会議による口頭審理の実施、並びに、審査部及び異議部による口頭審理などの、あらゆる状況における第一審の口頭審理の実施に対する拡大審判部の意見が述べられませんでした。一方で、当該決定の根底にある理由は今、拡大審判部の観点から、対面での口頭審理は概して言えば依然として最適な形式を維持することを明白にしました。この観点は、COVID-19 によるパンデミックが収束した時に審査における全ての口頭審理を体系的に実施することを継続するという EPO の将来のあらゆる決定、並びに、COVID-19 によるパンデミックが収束した時に異議部によるビデオ会議での口頭審理に関する試行プロジェクトを更に延長する、又はそのような試行プロジェクトを永久的なものにするという EPO の将来のあらゆる決定に対して異議申立をする当事者によって利用され得ます。

実際、拡大審判部は、「コミュニケーションの面では、今のところ、対面での口頭審理は最適な形式である」と述べましたが、「対面での口頭審理は『規範となるもの』であり」、「それらは、『デフォルトオプション』であるべき」とも述べました。特に、公表された理由において提供された拡大審判部の考慮から推測され得るように、当事者が制限や障害なく口頭審理に出席することができる際に対面での口頭審理の実施を望む場合に、そして、ビデオ会議による口頭審理が適切ではない場合に、その選択肢は正当な理由がない限り、拒否できません。裁量による審判部の当該決定は、対面での口頭審理を実施するという当事者の意思と異なるものを正当化すべきです。拡大審判部によれば、「会議室及び通訳設

備の利用可能性又は意図される効率向上などの」すべての行政上の問題は、その決定に影響を与えるべきではありません。

そのように、決定 G1/21 に基づき、パンデミックが収束した際の対面での形式に関する当事者が示すあらゆる意思は体系的に拒否されるべきではないように思われます。これは、当事者が特定の事件にビデオ会議がなぜ適切ではないかについてきちんと説明した理由をもって対面での口頭審理を希望する時、EPO の将来のプラクティスがそのような当事者の意思を無視した場合に、当事者はそれに対し成功に異議申立し得る可能性が残されるように見えます。